

北上地区消防組合消防本部訓令第8号

消防機関

北上地区消防組合消防通信指令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月10日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防通信指令規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合勝負通信指令規程（平成28年北上地区消防組合消防本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 消防署等 <u>消防署、分署及び出張所</u> をいう。 (6)～(13) [略] 別表第3（第11条関係）				(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 消防署等 <u>消防署及び分署</u> をいう。 (6)～(13) [略] 別表第3（第11条関係）			
無線局 の種別	識別信号	設置場所又は常置場 所	車名等	無線局 の種別	識別信号	設置場所又は常置場 所	車名等

基地局	[略]	[略]	[略]
	きたしょうわがせんにん	北上市和賀町岩沢 和賀仙人トンネル内	
	きたしょうお おあらさわ	西和賀町仙人山 大 荒沢トンネル内	
遠隔 制御器	きたしょうほ んぶ	北上市柳原町二丁目 3番6号	
	にしわがしよ うぼう	西和賀町清水ヶ野18 地割4番地7	
陸上 移動局	[略]	[略]	[略]
	きたかみしえ ん11	[略]	[略]
	きたかみゆそ う11	同 上	同上
	きたかみれん らく11	同 上	同上
	きたかみけい	[略]	[略]

基地局	[略]	[略]	[略]
	きたしょうわがせんにん	北上市和賀町岩沢 <u>和賀仙人トンネル通 信機械室構内</u> 和賀仙人トンネル内	
	きたしょうお おあらさわ	西和賀町仙人山 <u>大 荒沢トンネル電気室 構内</u> 大荒沢トンネル内	
遠隔 制御器	きたしょうほ んぶ1	北上市柳原町二丁目 3番6号	
	きたしょうほ んぶ2	同 上	
	にしわがしよ うぼう1	西和賀町清水ヶ野18 地割4番地7	
陸上 移動局	[略]	[略]	[略]
	きたかみしえ ん11	[略]	[略]
	きたかみけい	[略]	[略]

たい11		
(略)	[略]	[略]
わがすいそう 1	北上市和賀町藤根17 地割70番地 北上消防署和賀中部 分署	[略]
わがきゅうき ゆう1	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
おおつつみた くじょう1	[略]	[略]

たい11		
[略]	[略]	[略]
わがすいそう 1	北上市和賀町藤根17 地割70番地 北上消防署和賀分署	[略]
わがきゅうき ゆう1	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
おおつつみた くじょう1	[略]	[略]
<u>むらさきのす いそう1</u>	北上市柳原町二丁目 3番6号 北上消防署	村崎野水槽 1
<u>むらさきのき ゆうきゆう1</u>	同 上	村崎野救急 1
<u>むらさきのこ うほう1</u>	同 上	村崎野広報 1
<u>むらさきのす いそう11</u>	同 上	携帯
<u>むらさきのす いそう12</u>	同 上	同上
<u>むらさきのき</u>	同 上	同上

にしわがしき 1	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
にしわがすい そう1	[略]	[略]
にしわがきゅ うゆう1	[略]	[略]
にしわがしき 11	[略]	[略]
にしわがすい そう11	[略]	[略]

<u>ゆうきゅう11</u>		
<u>むらさきのこ うほう11</u>	<u>同</u> <u>上</u>	<u>同上</u>
<u>むらさきのけ いたい11</u>	<u>同</u> <u>上</u>	<u>同上</u>
にしわがしき 1	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
にしわがすい そう1	[略]	[略]
<u>にしわがすい そう2</u>	<u>西和賀町清水ヶ野18 地割4番地7 西和賀消防署</u>	<u>西和賀水槽 2</u>
にしわがきゅ うきゅう1	[略]	[略]
<u>にしわがきゅ うきゅう2</u>	<u>同</u> <u>上</u>	<u>西和賀救急 2</u>
<u>にしわがこう ほう1</u>	<u>同</u> <u>上</u>	<u>西和賀広報 1</u>
にしわがしき 11	[略]	[略]
にしわがすい そう11	[略]	[略]

にしわがすい そう12	[略]	[略]
にしわがきゅ うきゅう11	[略]	[略]
にしわがけい たい11	[略]	[略]
にしわがけい たい12	[略]	[略]
にしわがたく じょう1	[略]	[略]
ゆだすいそう 1	西和賀町川尻40地割 103番地6 西和賀消防署湯田出 張所	湯田水槽1
ゆだきゅうき	同 上	湯田救急1

にしわがすい そう12	[略]	[略]
にしわがすい そう21	同 上	同上
にしわがすい そう22	同 上	同上
にしわがきゅ うきゅう11	[略]	[略]
にしわがきゅ うきゅう21	同 上	同上
にしわがこう ほう11	同 上	同上
にしわがけい たい11	[略]	[略]
にしわがけい たい12	[略]	[略]
にしわがたく じょう1	(略)	(略)



			和賀中部分署所管の移動局 大堤分署所管の移動局			和賀分署所管の移動局 大堤分署所管の移動局
	にしわがち ゆうけい (西和賀中継)	北上活動波 1・北上活動波2	西和賀消防署所管の移動局 <u>湯田出張所</u> 所管の移動局		にしわがち ゆうけい (西和賀中継)	北上活動波 1・北上活動波2 西和賀消防署所管の移動局
月曜日 各署で定めた時間	きたしょう ほんぶ (北消本部)	主運用波7・ 統制波1	北上消防署所管の移動局 和賀中部分署所管の移動局 大堤分署所管の移動局	月曜日 各署で定めた時間	きたしょう ほんぶ (北消本部)	主運用波7・ 統制波1 北上消防署所管の移動局 和賀分署所管の移動局 大堤分署所管の移動局
	にしわがち ゆうけい (西和賀中継)	主運用波7・ 統制波1	西和賀消防署所管の移動局 <u>湯田出張所</u>		にしわがち ゆうけい (西和賀中継)	主運用波7・ 統制波1 西和賀消防署所管の移動局

			所管の移動 局				
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。